

令和5年度 第2回武蔵野市総合教育会議

日時：令和5年11月1日（水）

場所：武蔵野市役所西棟4階 412会議室

令和5年度第2回武蔵野市総合教育会議

○令和5年11月1日（水）

○総合教育会議構成員出席者

市長	松下 玲子	教育長	竹内 道則
教育委員	清水 健一	教育委員	井口 大也
教育委員	高橋 和	教育委員	岩崎 久美子

○総合教育会議関係者

副市長 伊藤 英穂

○事務局出席者

総合政策部長	吉清 雅英
教育部長	藤本 賢吾
子ども家庭部長	勝又 隆二
企画調整課長	真柳 雄飛
生活福祉課長	宮本 亮平
子ども子育て支援課長	吉村 祥子
子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長	石川 久雄
子ども育成課長	吉田 竜生
児童青少年課長	岡 達人
教育企画課長	牛込 秀明
教育企画課学校施設担当課長	西館 知宏
指導課長	荒井 友香
教育支援課長	祐成 将晴
教育支援課教育相談支援担当課長	勝又 玲子
生涯学習スポーツ課長兼武蔵野ふるさと歴史館担当課長	高橋 徹
生涯学習スポーツ課スポーツ推進担当課長	茂木 孝雄
図書館長	森本 章稔

事務局 企画調整課 佐々木、杉山

教育企画課 柴田

1 開 会

2 協議事項

(1) 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱令和 6 年度改定案について

○松下議長 協議事項の(1)「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱令和 6 年度改定案について」から始めます。資料について事務局より説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長

まず、「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱」について、前回の第 1 回総合教育会議の場でも少しご案内したところですが、改めてご説明いたします。

この大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、総合教育会議にて市長と教育委員会で協議を尽くし、市長が策定するものとなっています。

大綱の構成としては、まず基本理念、次に施策の基本的方向性、そして重点的な取り組みとなっております。

まず、施策の基本的方向性につきましては、4 年程度を見通すものであり、あまり変わらないものということです。また、重点的な取り組みにつきましても、4 年近くを見通すものではありませんが、毎年変わり得るものと整理をしています。今年度につきましては、現在の大綱を策定して 4 年目となりますので、来年度からの新たな大綱の内容について、本日、協議をお願いするものです。

また、今年度は第六期長期計画・調整計画を策定していきまして、調整計画と整合をとった内容に見直しをしていきたいと思っております。4 年前も同じように大綱の改定を行いました。そのときは第六期長期計画の策定のタイミングでしたため、比較的大きな修正がされましたが、今回は調整計画ですので、修正につきましては前回ほど大きなものにはならないと考えています。

また、調整計画ですが、9 月 1 日に計画案を公表していきまして、この間、意見交換会であったり、パブリックコメントの募集が終了して、いよいよ答申をまとめている段階です。本日協議をする大綱と、ある程度同時並行で作成が進められているという状況です。

それでは、資料 1 をお手元をお願いいたします。新旧で見比べる形でご用意をさせていただきます。

まず、一番上が基本理念です。こちらについては、今回そのまましていきたいと考えてお

ります。

その次の施策の基本的方向性です。ここも前文のところは特に修正を考えておりませんが、その後には4つ、子ども、教育、生涯学習、文化という並びになりますが、それについて少し修正が必要ではないかということです。

まず1つ目、子どもについてですが、右側の新となっているところの下線が引いてあるところが修正箇所です。今年4月より子どもの権利条例が施行されたことも踏まえまして、より子どもを主体とした表現に改めたものです。具体的には、1として、「子どもが基本的人権を持つ権利の主体として尊重され、一人ひとりが個性や可能性を發揮できるよう、子どもの最善の利益を第一に考え、良好な教育環境、社会環境を整備する。」という内容に改めたものです。

2の部分については特に修正をしておりません。

3の生涯学習のところですが、こちらを上から読みますと、「市民の誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう支援するとともに、『学びおくりあう』地域づくりを目指し、生涯学習施策を推進していく」。この間策定されました第2期武蔵野市生涯学習計画や、また調整計画の中でもキーワード全体にかかわる視点として、学びおくりあうという言葉を使っておりますので、そのワードを取り込んだものです。

最後、4番目の文化については特に修正はしておりません。

次に資料2をお願いいたします。今度は重点的な取り組みについて新旧で並べております。全部で10の取り組みを挙げております。並び順につきましては、先ほどの施策の方向性と合わせています。

まず1つ目のところで、現在のものは「子どもの尊厳と利益」としておりましたが、ここを「最善の利益を尊重する地域社会の推進」と改めました。また、中身については、「子どもの権利条例に基づき、子どもの権利に関する普及、啓発等の取り組みを進める。計画や施策及び事業を実施するにあたり、当事者である子どもの意見や意思を聴く機会を確保できるよう、」というところ、それから、「子どもの権利擁護機関について、令和6年度中の開設に向け準備を進める。」としています。

次の段落で、「学校において」のところ。「日々の授業や学校行事等において、子どもの願いや想いを受け止め、その実現に努める。」という記載をしています。

次に、「妊娠期から学齢期」のところですが、新しくは「子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築」とタイトルを改めました。

1段落目の説明は変更ありません。

2段落目のところで、「子どもの貧困やヤングケアラーの問題等」。ヤングケアラーというのは、初めて調整計画の中でも使われた言葉です。「分野横断的な課題に対応するため、

関係機関と連携し相談支援体制を強化する。児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を、保健センター複合施設整備化を見据え、」。これは令和 10 年度を予定しておりますが、「多部門・多職種連携による相談支援体制の構築を検討する。」としています。

また、次の段落です。「各関係機関においても、子どもと子育て家庭への切れ目のない支援に必要な施策を実施していく。」。

最後の段落、学校給食費の無償化について触れております。「無償化については、国や都の動向を注視し、様々な観点からその効果や市独自で行うことの必要性なども含めて検討する。」。学校給食につきましては、本日、もう一つの協議事項としてご用意をしております。今説明しました記載については、9月に公表されております長期計画の計画案の記載をそのまま映したのですが、こちらについては今後変更になる可能性もあります。

2 ページ目をお願いします。重点的な取り組みの「総合的な放課後施策の推進」についても、タイトルごと全面改定しております。「子どもの居場所の確保」としてあります。中身も全面改定となっております。1つ目が、「子どもの居場所の確保については、当事者となる中高生世代など若者からの意見も踏まえ、自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる多様な居場所として、既存施設の活用も視野に入れて検討を進める。」。

2つめは、「学童クラブの児童増に対応するため、引き続き学童クラブ整備を行うとともに、保護者の多様なニーズに対応できる民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら開設支援を進める。4年生以上の受入れについては、これらの施設拡充の進捗等を見据えながら検討する。」。

その次、「長期休業中の学童クラブの昼食」。こちらもご要望が多く寄せられているところです。「父母会主催で行っている弁当配食での課題を解決するための方策を検討する。」としました。

最後、「小中学生の居場所づくりをさらに進めるため、学校司書による図書館開放や合同部活動の設置、地域団体との連携・協力などの取組を着実に推進する。」としてあります。

その下の「生きる力を育む幼児教育の振興」については、タイトルは変更ありませんが、中身を修正しています。「令和5年度に策定した」としてありますけれども、これは来年度からのもので、本年度中には策定されるものですので、そのように記載をしています。

「『武蔵野スタートカリキュラム』を基に、各校にて幼児期の豊かな学びを引き継いだ取組を推進し、」としてあります。それから、「幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携の場づくりを推進する。」としてあります。

その下の「学校改築の計画的な推進」については、タイトルは変更ありません。

中身については、まず、一中、五中を「社会経済情勢を注視しながら改築工事を進める。」。

五小、井之小は「基本設計に基づき実施設計を行う。」。いよいよ実施設計実施に入っていくということです。

二中、六中は「第二中学校と第六中学校との統合の可否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、事業を進める。」としています。ここも調整計画の計画案の中に記載があります。

最後の段落は修正しておりません。

3 ページをお願いします。「学習者用コンピュータを活用した学びの推進」。タイトルは修正しておりません。

中身については、こちらも今年度策定することになっている『武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針』に基づき、情報社会に参画しようとする態度やICTを活用した課題解決能力の育成など、デジタル・シティズンシップ教育を家庭・地域と連携して推進する。」としています。

また、「各校で蓄積してきた学習者用コンピュータを活用した授業実践や運用に関する知見を基に、次期端末や次期学習サービス、教育データの利活用等について検討していく。」としています。

次に「学校・家庭・地域との連携協働」については、タイトルは変更ありませんが、中身を「学校運営協議会機能を加え、地域学校協働本部の機能を強化した開かれた学校づくり協議会の運営について、モデル校（境南小、第一中）の取組を基に効果検証を行い、令和7年度からの全校実施に向けた体制を整える。また、モデル校の特色ある教育活動を推進していくために、東京都教育委員会の制度を利用し、教員公募を実施する。」としています。

また、「学校図書館の放課後開放や持続可能な部活動の推進など、放課後の子どもの居場所について検討し、地域等と連携して充実させる。」という記載をしております。

最後の段落は変更はありません。

3 ページ一番下のところが「学校図書館の機能の充実」です。ここもタイトルは変更ありません。

第1段落も変更ありません。第2段落は、「選書やレファレンスサービスの充実をはじめとした学校司書の資質の向上、読書動機付け指導等の学校連携事業の拡充、学校図書館資料の貸出増強のほか、市立図書館による学校図書館支援を強化する。」という記載としました。

最後、4 ページです。今までのものは総合体育館や市営プールのことを書いておりましたけれども、新しいタイトルとしては「市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備」としています。

中身については、最初の段落では、「市民の誰もがスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取り組みを進める。」としています。

総合体育館については、基本設計、実施設計を行うことを記載しております。

市営プールについては「第二期スポーツ推進計画および第六期長期計画・調整計画での議論を踏まえ、整備方針を検討する。」としています。

最後が文化にかかわるところです。タイトルは変更ありません。

1段落目のところを修正、新しく記載をしております。「令和3年度に策定された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化施策の評価を含む文化振興基本方針に基づく取り組みを推進する。」。

次の段落は変更ありません。

最後、資料3のスケジュールについてです。本日が11月1日で第2回の総合教育会議で、大綱案についてご協議をいただきたいと思っております。その後、本日の議論を踏まえまして、必要な調整を行い、12月15日から1月15日まで約1カ月間、この要綱についてのパブリックコメントを募集したいと思っております。また、あわせて12月の議会でも報告をしていきたいと思っております。市報に掲載するほか、市のホームページや市の施設やコミセン等での配布、そして、今年度第3回になる3月1日の総合教育会議で、いただいた意見等も踏まえてもう一度協議をし、最後は市長において決定というスケジュールです。○松下議長 ただいまの資料1から3の説明について、ご意見やご質問がある方、お願いいたします。

○高橋委員 2ページのところです。旧が「総合的な放課後施策の推進」とございますけれども、新しいところで「子どもの居場所の確保」と変わっております。ただ、内容を見ますと、どちらかという放課後のことであったり、長期休業中の話が主なのかなと思いますが、「子どもの居場所の確保」となると、もうちょっと広い意味で捉えられるのかと思う。具体的に言いますと、不登校児とかの居場所の確保というところも含めた子どもの居場所ということにも加えられるのかと思いますので、意見させていただきました。

○松下議長 ご質問ではなくご意見でよろしいですか。

○高橋委員 はい。

○松下議長 ご意見ありがとうございます。

ほかにございますか。

○竹内委員 1ページ目のところですが、「子どもの最善の利益を尊重する地域社会の推進」ということで、子どもの権利条例の制定を踏まえた記述に直していたと思います。第2段落ですが、具体的で、しかもやわらかく受け止めていただける記述になっていると思いますが、1つ気になっているところがありまして、旧の記述の最後のところですが、これは子どもの権利についてということだと思いますが、子どもの意見表明や子どもの参加

の実現に努めるということで、いろいろな物事を子どもたちが決めていくとか変えていくこと、そこへの参画とか関与がうかがえる書き方になっていると私は受け止めています。そういう意味で右側のほうは、具体的で、しかもやわらかく受け止めてくれていますけれども、そう意味で言うと、子どもが自立した存在であるとか、子どもの主体性というところと少し違う受け止め方になっているのが、つまり、保護的に見るとか、そういう感じになっているのが少し気になるところです。ほかのところはかなり意欲的に、下線がたくさん入っているということは、いろいろとかなりエッジの効いた具体的な書き方になっていますけれども、1つそこが気になっています。

それと、これは担当として申し上げたいと同時に残念に思うのが、施策の基本的方向性の3のところでは生涯学習計画の策定を反映して『学びおくりあう』地域づくりを目指し、』というのをに入れていただきましたが、重点的な取り組みとしてこれが上がっていないというのが少し残念です。せっかく基本的方向性で追加はしましたが、そこがつながっていないのが少し残念です。次に向けてもう少しレベルを上げていきたいなと思っています。

○松下議長　ほかにご質問、ご意見等ございますか。

○岩崎委員　2ページが一番上の「子どもの居場所の確保」なんですが、この中で学童クラブについての充足環境をお伺いしたいと思います。学童クラブ、民間を加えて、小学校1年から3年まで、児童増に対応してどの程度十分に対応できているかというのが1点目で、2点目は、民間を指定管理で入れていると思いますが、民間とそれ以外との特徴があるのかどうか。3点目は、4年生以上の対応についてどのように見通しをとっているか。3点お教えください。

○岡児童青少年課長　1点目の充足環境についてですけれども、年々、学童の入会児童数は増えている状況です。人口自体が微増し続けているところですが、教育委員会の見立てとしては、そろそろ学校によっては児童数自体は増加が止まる場所も出てくるという形で我々も認識しているんですけども、未だに西のほうは児童がどんどん増えていくところもあって、需給が逼迫していくのかなというところと、学童入会率自体が年々上昇しておりまして、保育園をつくっているので、小1の壁をなくそうという話で、かなり学童入会率自体は上がっていて、今、小学校1年生ですと、平均として50%を超えているぐらいまで上がってきている状況でございます。ですので、学童入会の子ども自体はまだもう少しずつ増えていくのかなと考えています。

35 人学級等もありまして、学校の空き教室はほとんどない状況で、そういう状況の中から、国のほうも教室の共用化というところをかなり打ち出してきておりまして、これまでに、本市の中でも、普通教室とか特別教室を午前中は学校の授業に使って、午後は学童という例はありませんでしたが、今後それについて検討を進めていかなければいけない、実際に実施していかなければいけないほど、かなり需給は逼迫していると考えているところ

でございます。

2点目の、指定管理には子ども協会が入っておりまして、民間学童のほうをやっていますが、本市の基本的な姿勢としては、できる限り待機児童を出さないように、指定管理している公設民営の学童のほうでなるべく受け入れられるようにする。そのために施設整備を進めていくと。

ただ、世の中にはいろいろなニーズがあります。例えば、延長保育や、公設学童ではやっていないサービス等に対する需要というもの当然いろいろございますので、そのような保護者の多様なニーズに応えるために、民間学童というのはすごく大事な存在だと考えておりまして、補完的な役割として今後も民間学童については支援を続けていかなければいけないと考えています。

3点目が4年生以上の受け入れの話ですけれども、先ほど申し上げましたように、学童の状況自体が逼迫していることもあって、待機児童を出さないようにするために精一杯。実際に1人当たり1.65平米という国の基準よりもオーバーして人数が入っている学童もある状況から考えると、今のところ4年生以上をすぐに受け入れるというのは難しい。

ただ、今後、子どもたちの人数が一段落して、施設整備の進み方の状況次第では、長期休業中等を中心に考えていくと。4年生以上の需要に関しては、民間学童は既に受け入れを開始していますので、今回新しく開設した民間学童ですとか、既存の民間学童でも4年生以上を受け入れたらして、そのニーズを賄っているところは実際にございます。ただ、公設に関しては現状的にはまだ厳しいと思っています。

○勝又子ども家庭部長 少し訂正と補足をいたします。

今、公設の学童クラブは、財援団体の子ども協会にやっていただいています。これは指定管理ではなくて委託事業ですので、あくまでも公立の学童は市が行っている。子ども協会に委託をして行っているということです。そのほかに民間の学童クラブが幾つかあるという状況になっております。

4年生以上の受け入れについては、現在、障害を持ったお子様については小学校6年生までは受けておりますので、課題を抱えていないお子様については、先ほど課長が説明したとおり、今後の検討課題かと思っております。

○岩崎委員 公設民営は子ども協会ということで、委託なので市がやっている。民間は指定管理とかではなくて民間がやっているという定義ですね。わかりました。ありがとうございます。

○松下議長 ほかにご意見やご意見ありましたらお願いいたします。

○井口委員 2ページにございます「総合的な放課後施策の推進」から、新しいところでは「子どもの居場所の確保」について、私からも意見を伝えさせていただきます。

一番下の行です。「小中学生の居場所づくりをさらに進めるため、」というところで、学

校司書による図書館開放、合同部活動の設置、そして、私が伝えたいのは、地域団体との連携・協力などの取組を着実に推進するということところです。

おとといありました青少協の会議でも、コミセン側のお話をお伺いすると、受け入れの温度差であったり、コミセンごとに運用に仕方が退館時間の違いであったり、災害時の引き渡しの検討課題も抱えているということもまさに聞いたわけです。

一方で、中学生の居場所、小学生よりも中学生の居場所のほうが少ないのではないということにおいては、この取組を着実に推進するにあたっては、ぜひ全市的にとか、画一的にとか、同時にとかという進め方ではなくて、ここのグループは担える、この学校のこの場所は担えるということがありましたら、ぜひそういうところからでもいろいろなパターンで広い考え方の中で進めて、着実に推進していただけたらということ意見としてお話をさせていただきました。

○松下議長　ほかにございますか。

○清水委員　1ページの「子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会の推進」ということで、令和5年度の「武蔵野市子どもの学習・生活に関する調査」の速報値が出ていますが、子どもの権利条例、内容を知っているという子どもが小学校6年生で59.8%、中学校の3年生で32.9%。

「内容を知っている」という回答をした子どもの割合なんですけれども、子どもたちがこれをどう受け止めて、どういう内容を知っているのかということには踏み込んでいない。保護者のほうは、小学校6年生の保護者が37.6%、中学校3年生の保護者が34.8%、内容を知っている。現状だけ考えると、まだまだ十分とは言えないということをお私は思っているわけです。

正しく理解をするということについて考えたときに、施策の基本的方向性の新しい1番です。「子どもが基本的人権を持つ権利の主体として尊重され、一人ひとりが個性や可能性を発揮できるよう、子どもの最善の利益を第一に考え、」と書いてありますが、この部分が非常に重きを置かれているような書き方だと私は捉えました。これはすごく大事なことで、このことを子どもたちにも保護者にも正しく理解をしてもらえるように伝えていく、啓発をしていくということが極めて大事だと思っています。

1ページの子どもの尊厳と権利が尊重されるという新しいほうでアンダーラインが引かれているわけなんですけれども、「子どもの権利に関する普及、啓発等の取組を進める。」とある。これは今でも進めているわけなんですけれども、十分進めているとは言えない。これを進めるのかということがまず1つあると思います。当然学校も進めるべきです。学校は主体として進めるべきだと。だけど、学校だけに任せておくということでもいいのかというと、これはやはり武蔵野市が武蔵野市として発信をして伝えていくということが非常に大事なのではないかと。だから、啓発をするにあたっては全市で取り組んでいくということがとて

も大切だということを私は申し上げたいと思います。

○松下議長 ご質問も兼ねてでよろしいですか。

○清水委員 そうですね。ありがとうございます。

○松下議長 では、子どもの権利条例の周知について、事務局からお答えできることはありますか。

○吉村子ども子育て支援課長 ご意見ありがとうございます。今、市では11月20日を子どもの権利の日ということで少しでも知ってもらい、理解してもらいたいというところに重点をおいて取り組んでおります。また、先ほどご紹介いただいた「内容を知っている」というところで小学生が6割、中学生が3割というのはありましたが、子どもの権利という名前だけは知っているかというところを含めると、9割近くになったのは、これまで制定の過程で子どもの権利というところを繰り返し言っていたというところはあると思っていますので、「子どもの権利という名前は聞いたことがある」という方が、それって何だろうと思っていたらできるように、これからリーフレットとか、事業にご協力いただくとか、これから設置される子どもの権利擁護委員も普及、啓発が大事な仕事になっておりますので、どうやって普及、啓発していくかというところは、今もやっておりますし、これからも検討していきたいと思っています。

○清水委員 ありがとうございます。

例えば、学校で子どもや保護者に啓発していくということはとても大事だと思いますが、学校でおそらく校長先生が説明をする機会というのは多いと思いますが、先生方の理解が果たして校長先生が考えていることをしっかり受け止めて共通の理解ができているかというところ、その辺が私は心配している。ですから、学校というところで共通理解をしっかりと図っていく。例えば、休む権利がクローズアップされたときがありましたけれども、そうではなくて、ここに書かれているような子どもの最善の利益を第一にする。これは一体どういうことかということをしつかりと話し合っただけで共通理解をしていくということでは進めていっていただきたいと考えています。

○松下議長 ありがとうございます。まさに清水委員おっしゃったこと、とても大切なことだと思っています。今年4月から子どもの権利条例に基づいた市政がスタートしていると考えますと、普及、啓発をして知っていただくことも大切ですし、また、子どもの権利を守るためのそれぞれの役割というのが、市民、学校等の育ち学ぶ施設、保護者や武蔵野市にもあると考えています。何か事案があるときに、放課後の居場所づくりとか、何か1つ課題があったときに、それについて子どもの最善の利益を守るためにはどうしたらいいかということ、様々その都度考えていくということが、市政のいろいろな取り組みを今後子どもの最善の利益という視点を入れながら考えていくのが重要だということを、私自身も実感しています。ありがとうございます。

ほかにございますか。

○高橋委員 武蔵野市の小学校に通う子どものお母さんとお話をしたときに、その子は不登校ぎみのお子さんなんだそうですけれども、学校で先生が「休んでも大丈夫なんだよ」と言ってくれたのがとても嬉しかったとお母さんに話をしてくれたというエピソードがありました。それは、先ほど清水委員がおっしゃったような、校長先生、そして学校の先生も、その理解をきちとなさって子どもたちにも伝えていってくださっているんだと思いましたので、このエピソードをお話ししたいと思いました。

○松下議長 ありがとうございます。子どもの権利を守るためにそれぞれの役割があるということを一人生り認識しながら、また、その施設ごとにも認識しながら取り組んでいきたいなと思っています。ご紹介もありがとうございます。

ほかにございますか。

○伊藤副市長 手続の話で1点。学校給食の無償化がこの後議論になりますけれども、長期計画で議論をしております、11月の末に計画の最終答申が委員会からあります。教育の施策の大綱のほうは、パブコメが1月15日までということで、最終的には調整計画に合わせて施策の大綱を修正するというので、総合教育会議のメンバーには書面で了解をもらうという手続になるのかどうか。あと、市営プールが4ページにあります、こちらでも長期計画、調整計画での議論を踏まえ、整備方針を検討するとなっております、こちらでも今の最終答申案にそえるのかどうか。2点、説明をお願いします。

○松下議長 学校改築もですね

○真柳企画調整課長 今、同時並行で施策の大綱と調整計画の策定とが進んでいます。総合教育会議条例の中でも、整合を取って策定するという規定がございますので、今後、答申をもらって、内容を確定することになります、場合によっては、本日お出ししているこの施策の大綱について、学校給食、プール、そして学校の改築のところを、整合を取って修正というところが出てくるかと思っております。それについては、もしご了解をいただけるのであれば、最終的にはこの場で議長預かりという形をとっていただけたらと、もちろんこういう形で答申をもらって、パブコメもこういう形でございますということはアナウンスはしていきたいと思っております。

○松下議長 今議論しております資料2の施策の大綱の重点的な取り組みの幾つかは、今まさに策定中の第六期長期計画・調整計画のそのもの、計画案の現時点の文言となっておりますが、これが策定委員会から11月末に確定したものが出てきますので、そちらに修正、変更があれば、大綱も変えて、その後、パブコメをとるという形で議長預かりということによろしいですか。

○竹内委員 結構です。学校給食無償化についても、その議論を踏まえてということで理解してよろしいですね。その上で、3月にまた総合教育会議で大綱についての議論ができ

ますので、ぜひそういう流れでお願いしたいと思います。

○松下議長 かしこまりました。では、そのような流れで進めていきたいと思います。
協議事項1についてはよろしいですか。

(2) 学校給食費無償化における都内の状況や第六期長期計画・調整計画での議論について

○松下議長 協議事項の(2)「学校給食費無償化における都内の状況や第六期長期計画・調整計画での議論について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○祐成教育支援課長 私からは学校給食無償化の都内・国の状況についてご説明いたします。資料4をごらんください。

まず都内各市区の状況ですが、市部に関しては、狛江市が第3子以降無償化を行っております。武蔵村山市は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して令和5年6月から9月末までということで現在は終了しておりますが、時限的に無償化を行ってございました。府中市が令和5年10月から令和6年3月末まで財政調整基金を使って無償化を行っているところでございます。また、立川市ですが、新市長が新しくなりまして、報道で知るところによると、令和6年度に無償化を行うことを打ち出しているという情報が入っております。

また、区部は、23区中21区が既に無償化または今後無償化の予定であります。うち、中学生のみ無償化を行っているのは1つ。足立区です。第2子以降無償化というのが2区ありまして、新宿区と練馬区。無償化を行っていないのは2区ありまして、中野区と渋谷区。無償化を行っていない中野区については、物価高騰に対する交付金ということで、交付金の金額を実質給食費の6カ月分の費用ということで、小学生は3万円、中学生は3万7,000円を区内の全小中学生に現金給付を行っております。

2点目の国の動きですけれども、国は令和5年6月13日に「子ども未来戦略方針」で学校給食費の無償化の実現に向けて、まず調査を行うということで、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行って、それを公表して、その上で小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するという記載があります。

3番の無償化する際に必要な費用ということで、これは令和5年の給食費、概算になります。基本的に表に示す通り、小学生の全体の人数と中学生の人数です。小学生で言うと、低学年、中学年、高学年、1食単価が違いますが、給食回数の予定の回数です。この予定の回数を合計すると、小学生で3億4,875万1,260円、中学校で、1年生から3年生まで

340 円ですので、その生徒数を掛けて、給食回数を掛けると、1 億 3,471 万 1,060 円ですね。令和 5 年度に物価高騰分の臨時補助金を出しておりますので、それが大体 3,690 万円ということで、合計すると約 5 億 2,000 万円になるということです。

また、令和 4 年度の決算においては、就学援助特別支援教育の就学奨励費、これは学校給食費の実費を補助していますけれども、これが 3,876 万 2,659 円ということで、もし無償化するとしたら、5 億 2,000 万円から 3,800 万円を引いた数が実質増える金額という試算になっております。

○真柳企画調整課長 続きまして、資料 5 として、学校給食無償化に関するこれまでの第六期長期計画・調整計画の委員の発言等の概要をまとめた資料を用意しておりますので、お手元をお願いいたします。

まず、上の四角く括弧してあるところが今の計画案に記載がある内容です。9 月 1 日に公表されております。「学校給食費の無償化については、国や都の動向を注視し、様々な観点からその効果や市独自で行うことの必要性なども含めて検討する。」とされております。

この間の議論をご案内します。今年の 4 月 7 日の第 11 回の策定委員会で、市長との意見交換を行っております。市長からは、約 5 億円の財政負担にも触れて、当初はやや疑問があると考えていたが、この間の市議会等からの質問を何回も受けて、考え方を変え、広くは子育て支援に資するものという思いに至ったというお話がございました。

また、実施の目的や財政負担の問題などについて、その委員会の場では議論がございました。

次に、7 月 28 日、第 16 回の策定委員会の場でございます。無償化した場合、給食の質を保ち続けることができるのかといった話や、私立に通う児童の給食費はどうなるかといった意見、また、無償化は最優先の事業なのかといった議論もございました。専門的な委員会で、市民からも意見を聞きながら決定するといった意見や、国や都の動向に注視が必要だという意見。最終的には、今言った、「国や都の動向を注視しつつ」という文言が入ったのも、この議論が発端です。

次に、8 月 17 日の第 18 回の策定委員会でございます。通常、計画案が公表されて、今月末に市長に答申されますが、あまり大きな変更はないことが通常ですが、あえて 8 月 17 日の委員会の場では、市議会、あるいは市民意見交換会で様々な意見をいただいて、場合によっては答申に向けて計画案を変更することもあり得ることを確認したという経緯がございます。

そして、10 月 6 日に行われました第 19 回の策定委員会、これは市議会各党派との意見交換会の場ですけれども、現在、23 区中 20 区で何らかの形で給食費無償化がされており、府中市でも実施している状況でございます。計画案に前向きな記載を求める意見がございました。また、無償化はいいことだと思うが、恒久的に財政負担を負うには 5 億は大き

いと。国が実施するだろうという見込みのもとだと思いますが、それまでの過渡的な支援として考えてもいいのではないかとといった意見もございました。

また、計画案に対して寄せられたパブリックコメントも少しご案内します。無償化を行う自治体が増えてきており、武蔵野市でも実現できると嬉しいという意見が寄せられています。また、5億というところを捉えて、財政に与える影響が大きいので、議論を尽くすべきという意見であったり、また、計画行政に基づいて、様々な観点から検討を進めてほしいといった意見が寄せられています。

○松下議長 この協議事項につきましては、私からまず最初に意見を述べさせていただきたいと思います。今、事務局から資料5について説明がありましたことの補足もさせていただきたいと思います。

今年4月7日に策定委員会と市長との意見交換会の中で、私自身が学校給食無償化について策定委員会でぜひご議論をいただきたいということをお話いたしました。この時点では学校給食無償化についてはまだ議論はされていなかったと認識しております。なぜそこで私がその提言をしたかといいますと、私自身、今、武蔵野市では、学校給食は低所得者のご家庭には既に実質無償化が実現されていますが、言い方なり見方を変えると、所得制限をかけた上での無償化をしているというふうにも読み取れます。子どもに関すること、子ども本人に所得があるわけではなく、保護者の所得によって子どもの施策に、私自身は差をつけるべきではない。子ども子育て支援は社会全体で取り組むべきという思いの中で、この間、医療費の無償化等の事業を行ってきていますので、そういう視点から言うと、学校給食無償化も、親の所得制限なく、子育て支援の一環として実現すべきではないかという思いに至ったこともございます。

また、財政負担については、本来は国が全国一律で行うべきである。特に義務教育というのは無償であるということが憲法でも定められておりますので、義務教育が無償ということであれば、午前と午後の授業に子どもが出る上では、給食というのは欠かせないものですので、学校給食は義務教育、全国一律、国が責任をもって無償化を実現すべきというのが本来であるという前提がございますが、国や都が行っていないからといって、市が行わないのではなく、武蔵野市が率先して、これは全国に先駆けるも何も、先行自治体が幾つもあるので、後からですけれども、多摩地域の中ではまだそう多くないので、武蔵野市が取り組むことで国を動かすような力にもなれるのではないかという思いで、調整計画の策定において議論を進めてほしいということを策定委員の皆さんとお話をしました。

その後、市議会からも多くの無償化を進めてほしいという意見もございますし、市民の皆様からもございます。先日、韓国の友好都市との交流事業の中でも、韓国・江東区の職員の方ともお話ししましたら、ソウル、韓国も学校給食無償化はずっと議論がある中で、今は実現できているということ、国や、日本で言う東京都に当たるソウル特別市、そして

区と負担割合がありながらも無償化できているというお話を伺いました。

市も、全国市長会等でも、国や都に、早く実現すべきだという提言も行っております。そういう状況があるということと、現状、調整計画では学校給食無償化については「必要性なども含めて検討する」という一文が記されていることを、皆様とこの後協議をしたいと思っております。

それでは、ただいまの説明について、ご意見やご質問等をお願いいたします。

○清水委員 給食は自治体ごとにだいぶ違って、給食費自体も違うし、使っている食材とか、調理過程とか、そういうのもだいぶ違うと思う。武蔵野市で提供している給食の食材は、かなりいいものを使っていると私は思っています。食材の選定する委員会に私は何度か出たことがあります。例えば、出汁を取る昆布やシイタケは、普通の家庭よりもいいものを使っているぐらい、結構高級なものを使っている。

給食費が、低学年 260 円、中学年 270 円、高学年 280 円、中学校で 340 円。この 1 食単価が含まれている内容というのは食材全部ですか。

○祐成教育支援課長 食材費全てです。基本的に学校給食法の中で、施設ですとか人件費とかというのは市町村が出し、食材に関しては保護者の負担という決まりがありまして、昨年から物価高騰の件で補助金は出していますが、いただいた給食費と補助金を含めた中で全て、昆布を買ったり、お米を買ったりして給食を賄っているというところです。

○清水委員 調味料とかそういうのも含めて、結構工夫してやりくりをしながらこの金額に抑えると。1 食当たりというのは平均だから、月とか年を平均してこの金額になるようにしているということだろうと思います。そういう努力をしている。例えば、お米にしても、単独調理校は相当生産者と意見交換をしながら、かなり安く入れてもらっているという事例も聞いています。そういったことの努力の積み重ねの結果だろうということをおもいました。

給食というのは、本来なら受益者負担であろうと思うが、もし無償化をするということであれば、自治体ごとに判断をするのではなく、国が判断をして無償化をするというのが本筋だろうと思います。

この資料を見ただけでも、自治体によって取り組み方が全然違います。例えば、半年間だけやる、第 2 子から無償化するなど、いろいろなやり方があると思いますが、これ以外についても実態はどうなのかというところをもう少し知りたいと思いますが、資料はありますか。何年も先まで無償化するという自治体はあるのでしょうか。

○祐成教育支援課長 例えば世田谷区であると、24 年度以降、未定だと言っていたり、この先ずっとというのは、持っている資料だと確認はできません。例えば、北区であると、当分の間、財源が確保できる限りとか、そういう形で打ち出している区があります。近隣で言うと、府中市は、基本的には次の 3 月までということで、次の 4 月は未定だという話

をしておりました。

○松下議長 補足しますと、23区はいろいろな形があるとはいえ、23区中21区というのは、ほぼ全てに近い。26市に目を転じると、府中市は今年の9月議会で年度内、10月から3月を補正予算で対応していますし、また、狛江市は3子以降等で実施している。市長会等に出ていますと、やれるものならやりたい、ない袖は振れない、本当にお金がかかるので、自治体が負担をするということになると大変苦しいと皆さん言っています。なので、時限的だったり、立川市は市長選挙があり、市長の公約が来年度4月からでしたが、もちろんそれは今後予算化して議会の議決を得てというプロセスがある。ただ、皆さん、やりたくないという方はいない。でも、それを見ていて、自治体の財政力によって、やれる、やれないというのが決まるのは、どうなのか、それは本当に正しい姿なのかというのを私自身強く感じるところです。

義務教育の子どもたちの給食の無償化というのは、国も、具体的方策を検討するということを明文化していますので、国の動向も注視しながらというのは、今の時点で調整計画の中に書き入れた部分です。

○祐成教育支援課長 世田谷区は、最近、令和6年度もやると言ったそうです。

○清水委員 実施している区部の中には、保護者が不公平感を感じるような進め方をしているところもあります。例えば、中学生だけであるとか、第1子は無料にならないけれども、2子以降だったら無料になるとか。そういうあたりで不公平感なるべく出ないような形で、やるなら実施すべきだろうと私は思う。もし無償化に進んでいくのであれば、不公平感を生まないような形でのやり方をぜひご検討いただきたいと思います。

○松下議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○岩崎委員 市長がおっしゃっている自治体の財政力で実施の形態が変わるというのは問題があると私も同意いたします。本来であれば国や都が実施すべきという中で、動向を注視しているというプロセスで、皆さん建前上は無償化と言っているけれども、実質的にはいろいろな制限をつけて、どちらにも転べるような状況になっているようにこの資料からは見えますが、例えば、財政調整基金を使って一時的にやっているとか、第2子であったりとか、そういう意味で完全実施を行っている市と区というのは、全員にすべからず小中学校やっているという区と市はどこかありますか。それがモデルになると思う。財政力も加えて。いかがでしょうか。

○松下議長 完全実施のところはございますか。多摩地域ではまだない。

○祐成教育支援課長 中学生のみとか、2子以降というのが、この記載のある自治体だけです。21区中で言うと、3区を除いたものは、既に無償化を行っている自治体は、小学生、中学生で全てを対象に実施しています。今後無償化の予定ということで、まだ行

っていない区もありますが、その区に関しては情報が入ってきていないので、その4区を除いて全て公立の小学校、中学校に通う方が無償化という認識です。

○岩崎委員 そうしますと、その中で武蔵野市のモデルになりそうな区や市は、どこが想定されますか。イメージがわからないので、教えていただければと思います。

○祐成教育支援課長 モデルで言うと、市部が近いのかなと思います。府中市は、財政調整基金など、どこの予算を使うかは別として、公立に通う小学生、中学生を無償化している。

○岩崎委員 時限をつけないですとやると府中市は決定したということでしょうか。

○松下議長 府中市はそもそも財政調整基金を用いている。来年、市長選挙が2月にありますので、新市長が新年度、来年度以降は考えられると思う。

○岩崎委員 要するに財源を確実に確保し、恒久的に計画をしているという区があれば、それが武蔵野市としては一種の財政的な意味でも小中学校全部完全無償化という意味でもモデルになると思いますが、それは今のところなくて、武蔵野市がモデルケースになろうということでしょうか。

○松下議長 事業というのは継続性や一貫性が求められていますので、新規事業を始めるときに、永遠にやることをあえて言わない。通常は続くものだけでも、単年度ごとに会計、予算の審査が必要で、議会の議決をもって単年度ごとに決まっていくもの。ただ、事業の継続性や一貫性という点で言うと、5年だけでやりますとか、3年試行でやりますと言わない限りは、通常はずっと続いていくものだけでも、年度ごとにその都度予算を議会で審議していただいて議決してというプロセスがありますので、それをお含みおきいただければと思います。

○岩崎委員 わかりました。

○松下議長 ほかにございますか。

○高橋委員 質問です。様々な市部、区部によってやり方があるということがわかりましたが、武蔵野市としてはどのような形で無償化しようとお考えですか。例えば、第2子から無料とかではなく、全ての武蔵野市の子どもたちに対しての無償化という認識でよろしいでしょうか。

○松下議長 策定委員会で議論があったか教えていただけますか。

○真柳企画調整課長 特に中学生だけだとか小学生だけだとか、そういった区切ってという話はございませんでした。

○松下議長 第1子とか2子で区切ってという話はいかがですか。

○真柳企画調整課長 第1子、第2子も区切ってという意見はありませんでした。委員会の中では、半分だけ補助するというのはどうですかという意見は1つ出ておりました。

○松下議長 ほかにございますか。

○井口委員 質問と意見になります。先ほど説明のありました1食の単価ですけれども、今後、国や都がその部分について義務教育だから無償化するという動きが出てきた場合を考えますと、少し気になったのは、1食単価は武蔵野市独自の金額なのか、それとも全国的にこれくらいの水準なのか。その辺どのような形なのかなというのが1点です。

そこから全国的な給食費という部分を考えてみますと、もともと未払いの家庭もあったという認識もあります。ですので、現金給付にするのか、または給食費について、一切払わなくていいというスタイルするのかということであったり、中学校ですと、学期ごとにお弁当か、給食かという選択ができることになっています。ということであれば、お弁当を選んだ家庭はどうするのか。または国立や都立、私立の小学校、中学校に通っている子供たちの対応はどうするのか。いろいろな切り口、側面から見なければいけないと、思っている中で、その辺の今の考え方や、先ほどの単価は全国的にどうなのかについて、わかる範囲でお答えいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○松下議長 事務局でお答えできることはございますか。

○祐成教育支援課長 単価に関しては、全国一律のものではなくて、基本的に武蔵野市学校給食運営委員会等を通して決めた金額を単価としております。ですので、これは26市、23区でも金額がまちまちです。大きく離れているわけではありませんけれども、幾らにしなければいけないということではないので、あくまでも食材費相当分を単価としていただいているというところです。

○松下議長 先ほど清水委員から、武蔵野市はいい食材を使っているからというお話がございました。今の単価の中で、私の感覚ですけれども、加工食品を武蔵野市の給食ではあまり使っていない。例えば、昆布や、かつお節は、原材料を加工して出汁にするという手間はかかる。手間の部分は人件費なので、食材費で言うと、加工食品のほうが手間賃も入るので総じて高くなります。原材料でいいものを使って、この値段でおいしくいいものをつくっているという認識を私は持っていたので、そこは参考になるかと思えます。

○吉清総合政策部長 誤解があるといけないので補足します。無償化について、あくまでも、今、調整計画の策定委員会で話し合われているところですので、調整計画で具体的にどのやり方をというところまで話し合うわけではございません。ただ、当然事務方としては、やることになったとき、どういうことが考えられるかというのはいろいろ考えてはございますが、そこについてはもう少し後の段階になります。ただ、本市として今までの色々な取り組みで、例えば、現金の給付と現物の給付であれば、現金の給付というのはもちろん必要なものもございますが、基礎的自治体は現物で給付ができるものは現物のほうがいだろうとか、そういった考え方があります。あとは、国の単価と自治体の単価が違うものは、福祉でも保育でもいろいろございます。そのときに、国の単価が決められたから、その水準に市のサービスを切り下げるということは行わない。そのあたりのスタンス

はございますので、そういったことを勘案しながら進めていくではないかと考えているところでございます。

○祐成教育支援課長 東京都の平均について。まず 23 区と 26 市の平均が、小学校低学年が 241 円、中学年が 259 円、高学年が 277 円です。中学生が 318 円です。23 区と 26 市で比べると、23 区のほうが 26 市より少し高い金額でして、23 区の平均が、小学校低学年が 246 円、中学年が 267 円、高学年が 288 円、中学生が 333 円ということで、武蔵野市の単価に当てはめると、23 区の平均に近い。26 市になるともう少し下がります。ちなみに 26 市の平均は、小学校低学年 237 円、中学年 252 円、高学年が 267 円で、中学生が 305 円です。

○松下議長 井口委員よろしいですか。

○井口委員 はい。ありがとうございました。

○松下議長 ほかにございますか。

○竹内委員 いろいろとお話があって、学校給食の無償化については、本来、国が制度でやるのが大事なことだと思っています。本市の教育長会でもそういうように要望を今しているところですので、それはそれとしてなんです、もし担当として実施をされるという方向で言えば、気になることと、意味があるということをお話したいと思います。

23 区と 26 市の実施状況についてお話がありましたけれども、武蔵野市が向き合っていることの大きい違いは、調整計画で議論して書こうということ。ほかは、区長や市長が言い出して始めたということがありますけれども、武蔵野市は伝統的に計画行政ですから、調整計画の策定の中でちゃんとそこの道をつけようというのは、ほかの区市と違って、大きい意味があると思っています。ですから、調整計画でどう記載されるかというのは大きいことだと思うので、その上での実施の意味を受け止めています。

それから、今週の月曜日に、井口委員も出ていただきましたけれども、青少協の定例会で最低賃金のお話がありました。改定率が 3.82%だったので、びっくりしました。今まで職員の給料の改定率は 0.何パーセントとか、0.1 もいっていませんでした。すごく大胆に踏み込んだと思いましたが、実は食材費は 2 桁上っていて、物によっては 130%とか 150%上がっていたりしていますので、それを考えると、賃金の伸びが物価の伸びにまだ至っていないのではないかとするのは、それだけ驚く改定もありましたけれども、そういう意味で言うと、武蔵野もいろいろなご家庭があるので、今やることの意味というものもあると思っています。

そういったことも考慮して、どう実現するかですが、一方で少し気になっているところは、武蔵野市はずっと、給食の質についてはこだわっているところもあるので、公費が入ることで、公費になりますから、査定ということもあり得ると思いますが、それが崩れてしまうといけないと思っています。

それから、大きい金額が入るので、これを教育費の中から捻出するということにはならないようにぜひお願いしたいと。その2点です。

○松下議長 ご意見とさせていただきます。ありがとうございます。

ほかにごありますか。よろしいですか。

それでは、学校給食費無償化については、現在策定中の第六期長期計画・調整計画でも議論を行っており、今後、答申案をいただきますので、先ほどの資料2の1ページ「子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築」の最終段落の学校給食費無償化の記載については、答申と整合をとった文言でパブリックコメントをいただきたいと考えています。先ほどもお話ししましたが、再度この提案について皆様からご意見がございませうでしょうか。よろしければ、議長預かりとさせていただきますと考えます。ありがとうございます。

3 その他

(1) 子どもの権利条例の周知について

○松下議長 その他です。まず、(1) 子どもの権利条例の周知について、事務局より説明をお願いいたします。

○吉村子ども子育て支援課長 令和5年4月に武蔵野市子どもの権利条例が施行されたことに伴い、4月に市報の特集号、8月には条例の逐条解説を発行し、また、季刊むさしの秋号やケーブルテレビ、SNSなど、様々な手法を用いながら、先ほど清水委員、高橋委員からもご助言いただきましたが、周知、啓発に努めているところです。教育委員会、各学校におかれましても、チラシの配布やタブレット配信など、子どもたちへの周知にご協力をいただいております。本当にありがとうございます。このたび、お手元に配布いたしましたクリアファイル、中に入っております2種類のリーフレットを作成いたしましたので、ご報告をいたします。

リーフレットは簡単版と詳しい版がありまして、簡単版は小学校3年生から5年生、詳しい版は小学校6年生以上を対象として作成いたしました。このほか、小学校2年生より小さいお子さんに向けては動画を作成し、配信を行っております。

本日は教育委員の皆様にも、また11月の校長会でも学校長の先生方にご報告し、順次、市立の小中学校で児童生徒の皆さんにリーフレットの配布をお願いする予定です。また、私立や都立の学校や、市外の学校の通っているお子さんなど、小学校以上の全ての武蔵野市の子どもたちに順次配布をしてまいります。学校でもご活用いただけるようお願いをしております。学校の先生方のご協力や連携がとても重要であると考えておりますので、お忙しい中とは存じますが、ぜひともご協力をお願いいたします。

11月20日が「武蔵野市子どもの権利の日」となります。11月15日号の市報1面でもお知らせする予定ですが、今後とも学校のほか、育ち学ぶ施設の関係者の皆様、子どもや子どもの保護者を含む全ての市民の皆様に、子どもの権利について内容を含め知っていただけるよう取り組んでまいります。教育委員の皆様にもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○松下議長 何かご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

○井口委員 私は夏に市内のある小学校の保護者会の後の講座に行っていました。その講座では、まさに子どもの権利条例を保護者に伝えるというものでした。その講座が終わった後、校長先生にお話を聞きましたら、子どもの権利条例を保護者へ伝える、そして子どもに伝える、直接伝える方は学校の先生よりは、市の担当課から来ていただくことが本当によかったとおっしゃっていました。そのよかったという意味は、ニュアンスや認識が、学校の先生たちが聞いてお伝えするものと、まさに市としてやっていくものの違いとか、伝わりやすさ、そして熱意みたいなものがそこにあらわれてくるということかと思えます。

そしてもう一つは、来た保護者や子どもたちも、学校の先生が話す内容を聞くときとまた違った温度感で市の方が説明されることを聞いてうなずいていたという感想がありました。ですので、私が思ったことは、ぜひ周知については、学校の先生方もそうなんですけれども、学校の時間を使う中はあったとしても、直接説明されるのは、市の方、市の課長であったり、課の方がされるのが一番よかったのではないかと感じておりますので、ご意見としてお伝えさせていただきました。

○松下議長 ご意見ありがとうございます。

ほかにございますか。

○清水委員 これをつくるのは結構大変だったと思います。せっかくこれだけのものをつくって、全児童、全生徒に配るのですよね。多分、校長先生はこれをもとにして説明をされると思います。各学級でも先生方がこれについては触れると思います。でも、大人からこれを見ながら話として聞くだけではなくて、ぜひ授業の中でこれの内容について考えるということ。子どもたちが自分たちで考え、意見を交換したことについては、結構印象に残りますから、限られた時間数の中で授業に取り入れるというのは大変なことではあります。ぜひそんなことを、学校にお願いをしていくということではいかがでしょうか。

○松下議長 いかがですか。

○吉村子ども子育て支援課長 ありがとうございます。まさしく11月に校長会に参加させていただいて、こういう趣旨でつくりましたので、ぜひ授業でご活用いただきたいということをお伝えしていきたいと思っております。また、このリーフレットも指導課など、いろいろな方のご意見をいただきまして、この表現では小学校3年生には理解するのに難

しいのでは、というような、適切なアドバイスをいただきながらつくりましたので、ぜひご活用いただければと思っております。

○松下議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○高橋委員 このリーフレットとクリアファイル、とてもかわいいですね。とても子どもたちにもわかりやすくつくられていて、簡単版と詳しい版というふうに学年も分けてというのはとてもいいアイデアではないかなと思いました。また、紙だとどうしても読んだらすぐ捨ててしまったりということがある中で、多分子どもたちは、この色使いを見ても喜んで使うと思います。なので、その中でも、目の中に入ってくるというのはとても大切なことだと思うので、非常に素晴らしいものをおつくりになったなと思いました。私もなるべく広く伝えられるように努力してみたいと思います。

○松下議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

(2) 令和5年度総合教育会議日程について

○松下議長 (2) 令和5年度総合教育会議日程について、事務局からご説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 スケジュールについてはご説明したとおりです。次回は第3回総合教育会議を3月1日の金曜日に開催します。そのときに、この施策の大綱のパブリックコメントでどんなご意見が出たかもあわせてご紹介をし、最終協議を行うこととさせていただければと思います。

○松下議長 ただ今の事務局の説明について、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日全ての中で何か申し上げたいことなどございませんか。よろしかったですか。

5 閉 会

○松下議長 それでは、ご意見等はないようですので、以上をもちまして、令和5年度第2回総合教育会議は閉会となります。本日はありがとうございます。

午後3時20分 閉会